

## マネーアシスト会員規約

本規約は、「Olive フレキシブルペイ会員規約」（以下「原規約」といいます。）の会員（以下「会員」といいます。）が、三井住友カード株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「マネーアシスト」のサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用するにあたって適用される規約です（以下「本規約」といいます。）。

### 第1条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。なお、原規約およびそれに紐づく規約（以下併せて「原規約等」といいます。）の用語については、本規約において別段の定めがない限り、原規約等における用語と同じ意味を有するものとします。

- (1) 「マネーアシスト」とは、当社指定の利用限度額（第4条にて定めます。）の範囲内で、無金利で借入ができる、本規約に基づく貸付サービスのことをいいます。
- (2) 「Olive フレキシブルペイ」とは、原規約にもとづき、当社および株式会社三井住友銀行（以下「銀行」といいます、当社と併せて「当社等」といいます。）が提供するサービスの総称のことをいいます。
- (3) 「Olive 口座」とは、Olive フレキシブルペイの決済口座をいいます。

### 第2条（マネーアシスト会員）

1. 会員のうち、当社に対し、本規約を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方をマネーアシスト会員（以下「マネーアシスト会員」といいます。）とします。なお、以下の事由に該当する方は、本サービスを利用することができません。
  - (1) 申込みの時点において、Olive フレキシブルペイによるキャッシングリボの債務がある場合。なお、申込みの時点において、Olive フレキシブルペイでキャッシングリボの利用枠があるものの債務がない場合は、本サービスを申込みできます。
  - (2) 取引を行う目的が、生計費資金以外を目的とする場合。
  - (3) 年齢が20歳未満または75歳以上の場合。
2. 前項の(1)のなお書きの定めにもとづき本サービスの申込みをするとき、マネーアシスト会員から、Olive フレキシブルペイのキャッシングリボの利用枠の解除にご同意いただいたものとみなします。

### 第3条（契約の成立）

1. 本規約にもとづく契約（以下単に「本契約」といいます。）は、当社が入会申込みを承認したとき（承認の意思表示がマネーアシスト会員に到達することは要しません）に成立します。
2. 本契約が成立した場合、当社は、マネーアシスト会員に契約内容確認書を交付します。

### 第4条（極度額および利用限度額）

1. 極度額は、マネーアシスト会員が希望した金額の範囲内で、当社が告知した金額とし、契約内容確認書に記載します。
2. 当社は、マネーアシスト会員とのお取引状況に関する当社の審査により、極度額を上限として利用限度額を定めます。マネーアシスト会員は、利用限度額の範囲内で繰り返し借入ができます。
3. マネーアシスト会員に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、当社は、利用限度額を減額することができます。
  - (1) 本規約もしくは原規約等に違反したとき、または債務不履行があったとき。
  - (2) 貸金業法その他の法令等にもとづき必要とされるとき。
  - (3) マネーアシスト会員とのお取引状況に関する当社の審査により、当社が相当と認めたとき。

4. 前項に定める他、当社が相当と認めた場合、当社はあらたな借入を停止することができます。
5. マネーアシスト会員のお取引状況に関する当社の審査により、当社が相当と認めた場合、当社は、利用限度額を増額し、また、あらたな借入の停止を解除することができます。
6. 当社は、マネーアシスト会員が満 75 歳に達したとき、あらたな借入を中止します。マネーアシスト会員は、以後、あらたな借入はできません。

#### 第5条（契約期間）

1. 本契約の契約期間は、原則として本契約が成立した日から起算して 5 年間とし、マネーアシスト会員は、契約期間中、利用限度額の範囲内で繰り返し借入ができます。
2. 契約期間の満了日から起算して 30 日さかのぼった日より前に、マネーアシスト会員または当社から契約を継続しない旨の意思表示がない場合、本契約は、さらに 5 年間自動継続し、以後も同様とします。
3. マネーアシスト会員が、原規約に従い Olive フレキシブルペイにつきカードの切替手続きを行った場合、切替前の Olive フレキシブルペイの契約は、切替後の Olive フレキシブルペイの契約に承継され、当該会員は、本サービスを継続利用できるものとします。
4. 本契約が自動継続されることなく契約期間の満了により終了した場合、マネーアシスト会員は、以後あらたな借入ができません。

#### 第6条（借入利率および利息の計算方法）

1. マネーアシストの借入利率は、0%とします。ただし、約定弁済を遅滞した場合等の遅延損害金はこの限りではありません。
2. 金融情勢等の著しい変化その他の事由により当社が必要と認めた場合には、当社は、第 1 項の借入利率を変更することができます。

#### 第7条（遅延損害金利率および遅延損害金の計算方法）

1. 遅延損害金利率は、当社所定の利率を適用するものとし、契約内容確認書に記載します。
2. 遅延損害金の計算方法は、契約内容確認書に記載します。

#### 第8条（借入方法）

1. マネーアシストの借入方法は、当社からの振込によるものとします。
2. マネーアシスト会員は、次の事項を承認します。
  - (1) マネーアシスト会員が振込を受ける金融機関預金口座は、マネーアシスト会員が当社にあらかじめ届出を行い、当社が承諾した Olive 口座とします。
  - (2) 借入日は、前号の金融機関預金口座への入金日にかかわらず、当社が振込手続きをした日とします。
  - (3) 振込名義人は、「SMBCM」、またはマネーアシスト会員が希望し、当社が承諾した名義で行うものとします。

#### 第9条（利用明細書の交付）

1. 当社は、マネーアシスト会員が借り入れたときに、電磁的方法（PDF または HTML の形式によります。）にて、利用明細書を交付します。
2. マネーアシスト会員の信用状態の悪化等、当社がマネーアシスト会員に対する債権を管理するために必要と認めたとき、電磁的方法以外の方法にて、利用明細書を交付することがあります。

#### 第10条（借入金の支払）

マネーアシスト会員は、本規約に定める方法により借入金を支払います。

#### 第11条（支払タイプ）

借入金の支払タイプは口座振替型とし、マネーアシスト会員は、あらかじめ当社に対し、自らの名義の金融機関の預金口座の振替依頼の手続きをします。なお振替口座として指定できるのは、Olive 口座のみとします。

#### 第12条（支払期日）

支払期日は、約定支払額の毎月の締切日の翌月末日とします。なお、支払期日が金融機関の休業日にあたる場合、翌営業日に繰り延べます。

#### 第13条（支払方法）

1. マネーアシスト会員は、借入金を、第11条に基づき手続きをした口座からの口座振替にて支払います。
2. 当社が相当と認める事由があるとき、当社は、口座振替を停止することができます。ただし、口座振替を停止した場合であっても、口座振替を停止する事由の消滅その他の事情により当社が相当と認めたとき、当社は、口座振替を再開することができます。
3. 次の各号のいずれかにあたる事由があるとき、マネーアシスト会員は、借入金を、当社が指定する金融機関の預金口座への振込にて支払います。
  - (1) 口座振替ができなかったとき。（口座振替依頼の手続きがされていない場合を含みます。）
  - (2) 当社が口座振替を停止したとき。

#### 第14条（決済口座の残高不足等による再振替等）

1. 決済口座の残高不足等により、支払期日に、当社に支払うべき債務の口座振替、引落しまたは自動払込みができない場合には、当社は、支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につきこれを行うことができるものとします。ただし、当社から別途指示があったときは、マネーアシスト会員は、その指定する日時・場所・方法で支払うものとします。
2. マネーアシスト会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につき当社に支払うべき債務の口座振替、引落しまたは自動払込みにかかる費用（以下「再振替等にかかる費用」といいます。）を負担するものとします。
3. 再振替等にかかる費用は、法令の範囲内で当社が別途定める額とします。

#### 第15条（支払方式および約定支払額）

1. 借入金の支払方式は、マンスリークリア方式（毎月末日締翌月末日一括支払い）とします。
2. 約定支払額は、毎月の締切日（毎月末日）時点の借入金残高全額とします。

#### 第16条（支払金の充当順位）

1. 支払金の充当順位は、(1)費用および手数料、(2)遅延損害金、(3)元本とします。
2. 前項にかかわらず、マネーアシスト会員の信用状態の悪化等、当社が相当と認める事由が生じた場合、当社は、マネーアシスト会員に通知することなく、当社が相当と認める順位により支払金を充当することができます。
3. 前2項にかかわらず、マネーアシスト会員について、本契約以外の契約により当社に対して負担する債務がある場合、当社は、当社が相当と認める順序、方法により、いずれの債務にも充当することができます。

#### 第17条（返済回数）

返済回数は、1回とします。

#### 第18条（領収書の交付）

1. 当社は、当社が借入金の支払を受けたときに領収書をマネーアシスト会員に交付します。
2. マネーアシスト会員が次のいずれかの方法にて支払った場合、当社は、電磁的方法（PDF または HTML の形式によります。）にて領収書を送付します。
  - (1) あらかじめ当社が指定した金融機関の預金口座に振込にて支払った場合。
  - (2) 当社にあらかじめ届け出た自らの名義の金融機関預金口座からの口座振替にて支払った場合。
  - (3) バックアップローン会員規約に基づくバックアップ機能により、マネーアシスト債権が相殺された場合。
3. 信用状態の悪化等、当社がマネーアシスト会員に対する債権を管理するために必要と認めるとき、電磁的方法以外の方法にて、領収書を交付することがあります。

#### 第19条（支払期日前の支払）

1. マネーアシスト会員は、支払期日前であっても元本の一部または全部を支払うことができます。
2. 前項の支払をする場合は、当社が指定する金融機関預金口座への振込により支払います。
3. 前2項にもとづき、マネーアシスト会員が支払期日前に支払を行った場合、当該弁済が行われた月（以下「当月」といいます。）に当該会員からの借入がある場合には、先に当月の借入に充当されるものとします。
4. 支払期日から起算して金融機関に係る2営業日前の日の前日以降に、支払期日前の弁済を、マネーアシスト会員が行った場合であっても、当社の請求額が確定している場合には、当社の事務処理の都合上、請求額の変更が行われない場合があります。

#### 第20条（契約の終了）

1. 本契約は、契約期間の満了、原規約の解約およびOliveフレキシブルペイのクレジットモードの解約により終了します。
2. 本契約にもとづく債務を完済した場合、マネーアシスト会員は、契約期間中であっても当社に通知して本契約を終了させることができます。ただし、バックアップローン会員規約にもとづく債務が残っている場合は、残債務を支払うまでは本契約を終了させることができません。
3. マネーアシスト会員が本契約にもとづく債務を完済した日より1年以上あらたな借入をしなかった場合、当社は、契約期間中であっても本契約を終了させることができます。
4. マネーアシスト会員が原規約にもとづく債務について期限の利益を失った場合、本契約は、当然に終了します。
5. 本契約が終了した場合、マネーアシスト会員は、以後あらたな借入ができません。

#### 第21条（契約終了後の措置）

本契約が終了した場合であっても、本契約にもとづく債務が残っているとき、マネーアシスト会員は、本契約に従うものとし、これに従い残債務を支払います。

#### 第22条（費用および手数料の負担）

当社は、次の費用または手数料（消費税を含みます。）をマネーアシスト会員に負担していただくことがあります。

- (1) お支払いのために必要な費用。
- (2) マネーアシスト会員に対する保全、訴訟または執行の費用その他当社が定める費用または手数料。

#### 第23条（届出事項の変更等）

1. 氏名、住所、勤務先等当社に届け出た事項（以下「届出事項」といいます。）に変更があった場合、マネーアシスト会員は、そのつど、変更があった日から14日以内に、当社等に、当社等所定の方法により変更事項を届け出ます。届出された変更事項は、Oliveフレキシブルペイと適用される時期が異なり、どちらか片方にしか適用されない場合もあります。なお、その場合に生じた当該会員の不利益・損害等については、当社等の責に帰すべき事由がある場合を除き、当社等は責任を負わないものとします。
2. マネーアシスト会員が届出事項の変更を届け出なかったために、当社からの通知、連絡等が当該会員に延着した場合、または到達しなかった場合、当社は、通常到達すべきときに当該会員に到達したものとみなします。
3. 第1項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る同項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、マネーアシスト会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
4. 当社はマネーアシスト会員への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても当該会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。

#### 第24条（期限の利益の喪失）

1. マネーアシスト会員に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、当社の通知催告がなくても、本契約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。
  - (1) 支払停止となったとき。
  - (2) 強制執行の申立があったとき。
  - (3) 破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。
  - (4) マネーアシスト会員の所在が当社にとって不明となったとき。
  - (5) 本契約にもとづく債務であるかを問わず、当社に対する債務の一つでも期限に支払わなかったとき。
  - (6) 当社に差し入れた書面に虚偽の記載があったとき、または収入、支出等について虚偽の申告があったとき。
  - (7) その他前各号に準じる事由があったとき。
2. マネーアシスト会員に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、当社の請求により、マネーアシスト会員は、本契約にもとづく一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。
  - (1) 届出事項の変更を届け出なかった場合、または本規約に定める情報の取扱に違反した場合で、それが重大なものであったとき。
  - (2) 信用状態が悪化し、当社が債権を保全するために必要と認めたとき。

#### 第25条（債権の担保差入れ、譲渡）

1. マネーアシスト会員は、当社が本契約にもとづく債権を金融機関等の借入先に担保として差し入れることがあることを承認します。
2. 当社が本契約にもとづく債権を他に譲渡した場合、マネーアシスト会員は、当社から債権譲渡の通知を受けるまでは当社を債権者として債務を支払い、債権譲渡の通知を受けた後は譲受人を債権者として債務を支払います。
3. マネーアシスト会員は、当社が債権の譲受人または譲り受けようとする者および担保の設定を受けようとする者に対し、守秘義務を課したうえ、当社の有するマネーアシスト会員に関する情報を開示することがあることを承認します。

#### 第26条（その他の特約事項）

1. マネーアシスト会員は、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事

由により、取引ができないことがあることを承認します。

2. マネーアシスト会員が希望し、当社が承諾した場合、マネーアシスト会員は、利用明細書、受取証書その他法令等にもとづき当社が交付すべき書面に代えて、法令等が定める方法により、お取引に関する情報の提供を受けることができます。
3. 債権保全等の理由で当社が必要と認めた場合、マネーアシスト会員は、当社がマネーアシスト会員の住民票の写し、戸籍謄本、戸籍の附票の写し等を取得することがあることを承認します。
4. 当社が第三者と提携している場合、当社の提携先またはその他の第三者からマネーアシスト会員が受けるサービス、特典等について、当社は、その提供を保証するものではなく、またそれを提供させる義務を負いません。

#### 第27条（反社会的勢力の排除）

1. マネーアシスト会員は、本契約の締結にあたり次のとおり表明し、保証します。

(1) マネーアシスト会員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと。

- a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2) マネーアシスト会員は、自らまたは第三者をして次のいずれにも該当する行為を行わないこと。

- a) 暴力的な要求行為。
- b) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- c) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為。
- e) その他準ずる行為。

2. マネーアシスト会員に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、当社は、何ら通知することなくマネーアシスト会員とのすべての契約をただちに解除することができます。その場合、当社の通知催告がなくても、マネーアシスト会員は、一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。

(1) 前項第1号に定めるいずれかに該当することが認められるとき。

(2) 前項第2号に定めるいずれかに該当する行為を行ったとき。

(3) 前項各号の表明について、虚偽の申告が判明したとき。

3. 前項によりマネーアシスト会員に損害が生じた場合、当社は、マネーアシスト会員に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、当社に損害が生じた場合、マネーアシスト会員は、当社に対しその責任を負います。

#### 第28条（当社従業員等に対する不適切な言動・行為の禁止）

1. マネーアシスト会員は、自らまたは第三者を利用して当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の a) から e) に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行わないことを確約します。

- a) 暴力、威嚇、脅迫、強要等。

- b) 暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動。
  - c) 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動。
  - d) 長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ。
  - e) 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等。
2. マネーアシスト会員が前項に該当する行為をした場合には、当社は、何ら通知することなくマネーアシスト会員とのすべての契約をただちに解除することができます。その場合、当社の通知催告がなくても、マネーアシスト会員は、一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。

#### 第29条（犯罪による収益の移転防止等に関する表明および保証等）

1. マネーアシスト会員は、本契約の締結および本規約にもとづく借入を行う時点において、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）および関連する政省令に定める次の第 1 号から第 3 号、ならびに国際連合安全保障理事会決議等の国際的な要請等にもとづき規制を受ける第 4 号から第 7 号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。

(1) 外国において次の地位を占める者およびこれらの地位にあった者。

- a) 国家元首。
- b) 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職。
- c) 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職。
- d) 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職。
- e) 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職。
- f) 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職。
- g) 中央銀行の役員。
- h) 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員。

(2) 前号に定める者の家族（事実婚による配偶者、ならびにその父母および子を含みます。）である者。

(3) 犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域（整備の状況から注意を要すると認められる国または地域を含みます。）に居住する者。

(4) 国際連合安全保障理事会や本邦・米国を含む各国により、国際安全保障や各国の安全保障上問題があるとして公表された上、経済制裁の対象に指定された国・地域との取引がある者、またはこれらにおいて資産がある者。

(5) 本邦財務省により経済制裁措置の対象として公表されている者。

(6) 米国財務省外国資産管理室(OFAC)により制裁措置の対象として指定されている者。

(7) 前号または前々号の対象者と取引を行う者。

※家族の範囲および制裁対象国・地域については、当社のホームページで掲載しております。

<https://www.mobit.ne.jp/>

2. マネーアシスト会員は、前項第 1 号から第 3 号のいずれかに該当したとき、当社がマネーアシスト会員に対して当該契約の締結または借入について、犯罪による収益の移転防止に関する法律上必要とされる確認を行うことに同意します。

3. マネーアシスト会員が第 1 項各号のいずれかに該当したとき、当社は、あらたな借入を停止することができます。

#### 第30条（指定紛争解決機関）

当社が手続実施基本契約を締結する貸金業務に係る指定紛争解決機関は「日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解

決センター」です。

#### 第31条（合意管轄裁判所）

本契約について訴訟の必要が生じた場合、マネーアシスト会員および当社は、訴額にしたがい、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第32条（規約等の変更）

1. 当社は、次に掲げる場合には、次項に定める方法により、本規約を変更することができます。
  - (1) 変更内容がマネーアシスト会員の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 変更内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項にもとづいて本規約を変更する場合、変更内容および変更日を当社のホームページ（<https://www.mobit.ne.jp/>）にて公表するとともに、必要に応じて、その他の方法で通知または公表します。なお、前項第2号にもとづく変更の場合、当社は、通知または公表を変更日の30日以上前に行います。

#### 第33条（情報の取扱等）

1. マネーアシスト会員は、善良なる管理者の注意をもって、本規約にもとづく取引を行うために必要なものとして当社が付与し、またはマネーアシスト会員が設定した一切の情報を使用、管理します。
2. 当社は、前項に定める情報の入力によって銀行または当社所定の確認および認証が行われた上での取引については、マネーアシスト会員ご本人による取引として取り扱います。
3. マネーアシスト会員は、また、第1項に定める情報の使用権限を第三者に付与または譲渡しません。
4. 第1項に定める情報の漏洩等があった場合、マネーアシスト会員は、ただちに当社に通知します。
5. 当社は、原則として第1項に定める情報を再付与しません。ただし、マネーアシスト会員が紛失、盗難、毀損、滅失、漏洩等の理由により、再付与を希望した場合で、当社が相当と認めたとき、当社は、第1項に定める情報を再付与します。
6. マネーアシスト会員が本規約に違反した場合、またはその他当社が相当と認める事由がある場合、当社は、第1項に定める情報の使用を停止することができます。

#### 第34条（不正利用の場合における免責等）

本規約の他の定めにかかわらず、当社は、マネーアシスト会員から、本規約にもとづく取引が情報の漏洩等を原因とする第三者による不正利用と申告があったときは、当社が定める不正利用による被害に対する補償方針を踏まえ、対応するものとします。